

青森県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和36年1月5日
青森県条例第14号

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

（法令で設置された附属機関の組織等）

第3条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関・・・の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 （略）

（会長等）

第4条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表第1及び別表第2の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。

3・4 （略）

5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

（委員の任命等）

第5条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第1及び別表第2の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、・・・青森県公益認定等審議会・・・の会議は、必要に応じて会長・・・が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 ... 会議は、委員等 ... の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議 ... の議決は、出席した委員等の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。(以下略)

5 (略)

(施行事項)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

別表第2(第3条、第4条、第5条関係)(抜粋)

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。	会長 委員	法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者	5人以内	3年	委員の互選